

令和7年3月市議会定例会提出予定議案等一覧

1 提出予定議案 合計21件

内訳： 予算案 13件 （当初7件、補正6件）
 条例案 8件 （改正8件）

議案番号	議案名	所属課	区分
議案第3号	令和6年度越前市一般会計補正予算(第11号)	財務企画課	予算案(補正)
議案第4号	令和6年度越前市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	財務企画課	予算案(補正)
議案第5号	令和6年度越前市介護保険特別会計補正予算(第3号)	財務企画課	予算案(補正)
議案第6号	令和6年度越前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	財務企画課	予算案(補正)
議案第7号	令和6年度越前市水道事業会計補正予算(第3号)	財務企画課	予算案(補正)
議案第8号	令和6年度越前市下水道事業会計補正予算(第3号)	財務企画課	予算案(補正)
議案第9号	令和7年度越前市一般会計予算	財務企画課	予算案(当初)
議案第10号	令和7年度越前市国民健康保険特別会計予算	財務企画課	予算案(当初)
議案第11号	令和7年度越前市介護保険特別会計予算	財務企画課	予算案(当初)
議案第12号	令和7年度越前市後期高齢者医療特別会計予算	財務企画課	予算案(当初)

議案番号	議案名	所属課	区分
議案第13号	令和7年度越前市水道事業会計予算	財務企画課	予算案(当初)
議案第14号	令和7年度越前市工業用水道事業会計予算	財務企画課	予算案(当初)
議案第15号	令和7年度越前市下水道事業会計予算	財務企画課	予算案(当初)
議案第16号	越前市附属機関設置条例の一部改正について	地域交通課	条例案(改正)
議案第17号	越前市職員定数条例の一部改正について	人事・法制課	条例案(改正)
議案第18号	越前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	人事・法制課	条例案(改正)
議案第19号	職員の旅費支給に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	人事・法制課	条例案(改正)
議案第20号	越前市市税賦課徴収条例等の一部改正について	税務課	条例案(改正)
議案第21号	越前市子ども条例の全部改正について	こども未来課	条例案(改正)
議案第22号	越前市食と農の創造条例の一部改正について	農政課	条例案(改正)
議案第23号	越前市就学前教育・保育施設設置及び管理条例の一部改正について	教育振興課	条例案(改正)

2 報告案件 2件

報告番号	報告名	所属課
報告第1号	賃貸借契約の締結の報告について	デジタル政策課
報告第2号	賃貸借契約の締結の報告について	教育振興課

条例案 8件(改正8件)

議案第16号 越前市附属機関設置条例の一部改正について

概要	越前市地域公共交通会議の担任事務を越前市地域公共交通活性化協議会において一元的に行うことに伴い、所要の改正を行うもの													
主な内容	1 改正の理由及び内容 ・令和7年度以降、法定協議会である越前市地域公共交通活性化協議会が、越前市地域公共交通計画に基づく公共交通全般の協議や事業実施と合わせて、越前市地域公共交通会議の担任事務である公共交通の利用促進や活性化施策等に関する調査審議を一元的に行う。 ・越前市地域公共交通会議は、令和6年度末をもって廃止し、これにより、市が設置することのできる附属機関の中から同会議を削る。 2 越前市地域公共交通会議及び越前市地域公共交通活性化協議会について <table><tr><th></th><th>越前市地域公共交通会議</th><th>越前市地域公共交通活性化協議会</th></tr><tr><td>設置根拠</td><td>越前市附属機関設置条例</td><td>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律</td></tr><tr><td>担任事務</td><td>公共交通の利用促進及び活性化施策等に関する調査審議</td><td>地域公共交通計画に基づく協議及び事業の実施</td></tr><tr><td>構成員</td><td>次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命 (1) 住民又は利用者の代表 (2) 学識経験を有する者 (3) 福井運輸支局長又はその指名する者 (4) 福井県の関係行政機関の職員 (5) 旅客自動車運送事業者及びその関係団体の職員 (6) 市議会議員 (7) 市職員 (8) その他市長が必要と認める者</td><td>次に掲げる者のうちから市長が委嘱 (1) 関係する公共交通事業者等、道路管理者、その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 (2) 関係する公安委員会 (3) 地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者 (4) 市職員</td></tr></table>			越前市地域公共交通会議	越前市地域公共交通活性化協議会	設置根拠	越前市附属機関設置条例	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	担任事務	公共交通の利用促進及び活性化施策等に関する調査審議	地域公共交通計画に基づく協議及び事業の実施	構成員	次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命 (1) 住民又は利用者の代表 (2) 学識経験を有する者 (3) 福井運輸支局長又はその指名する者 (4) 福井県の関係行政機関の職員 (5) 旅客自動車運送事業者及びその関係団体の職員 (6) 市議会議員 (7) 市職員 (8) その他市長が必要と認める者	次に掲げる者のうちから市長が委嘱 (1) 関係する公共交通事業者等、道路管理者、その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 (2) 関係する公安委員会 (3) 地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者 (4) 市職員
	越前市地域公共交通会議	越前市地域公共交通活性化協議会												
設置根拠	越前市附属機関設置条例	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律												
担任事務	公共交通の利用促進及び活性化施策等に関する調査審議	地域公共交通計画に基づく協議及び事業の実施												
構成員	次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命 (1) 住民又は利用者の代表 (2) 学識経験を有する者 (3) 福井運輸支局長又はその指名する者 (4) 福井県の関係行政機関の職員 (5) 旅客自動車運送事業者及びその関係団体の職員 (6) 市議会議員 (7) 市職員 (8) その他市長が必要と認める者	次に掲げる者のうちから市長が委嘱 (1) 関係する公共交通事業者等、道路管理者、その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 (2) 関係する公安委員会 (3) 地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者 (4) 市職員												
施行期日	令和7年4月1日													
所属課	総合政策部地域交通課													

議案第17号 越前市職員定数条例の一部改正について

概要	職員定数について、市長と教育委員会の事務部局間で調整を行うもの																																							
主な内容	市民の活躍を総合的かつ効果的に推進することができるよう、教育委員会の事務部局で行っている文化・スポーツ活動の振興、地区公民館の運営などの施策・業務について、市長の事務部局で行っている市民協働や自治振興の施策などと一体的に実施できる組織体制を構築することとし、それを踏まえた職員配置へと両事務部局間で職員定数の調整を行う。 また、あわせて、これまでの公立幼稚園の廃園、認定こども園への移行状況などを勘案した分の職員定数の調整を実施する。 (本市の職員定数) <table><tr><th>職員の区分</th><th>現行定数</th><th>定数改正案</th><th>増減</th></tr><tr><td>(1) 市長の事務部局の職員</td><td>4 5 9人</td><td>4 8 4人</td><td>+ 2 5人</td></tr><tr><td>(2) 議会の事務部局の職員</td><td>7人</td><td>7人</td><td>増減なし</td></tr><tr><td>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員</td><td>1人</td><td>1人</td><td>増減なし</td></tr><tr><td>(4) 監査委員の事務部局の職員</td><td>4人</td><td>4人</td><td>増減なし</td></tr><tr><td>(5) 農業委員会の事務部局の職員</td><td>8人</td><td>8人</td><td>増減なし</td></tr><tr><td>(6) 教育委員会の事務部局の職員</td><td>1 3 4人</td><td>1 0 9人</td><td>- 2 5人</td></tr><tr><td>(7) 公営企業の事務部局の職員</td><td>3 7人</td><td>3 7人</td><td>増減なし</td></tr><tr><td>合計</td><td>6 5 0人</td><td>6 5 0人</td><td>増減なし</td></tr></table>				職員の区分	現行定数	定数改正案	増減	(1) 市長の事務部局の職員	4 5 9人	4 8 4人	+ 2 5人	(2) 議会の事務部局の職員	7人	7人	増減なし	(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員	1人	1人	増減なし	(4) 監査委員の事務部局の職員	4人	4人	増減なし	(5) 農業委員会の事務部局の職員	8人	8人	増減なし	(6) 教育委員会の事務部局の職員	1 3 4人	1 0 9人	- 2 5人	(7) 公営企業の事務部局の職員	3 7人	3 7人	増減なし	合計	6 5 0人	6 5 0人	増減なし
	職員の区分	現行定数	定数改正案	増減																																				
	(1) 市長の事務部局の職員	4 5 9人	4 8 4人	+ 2 5人																																				
	(2) 議会の事務部局の職員	7人	7人	増減なし																																				
	(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員	1人	1人	増減なし																																				
	(4) 監査委員の事務部局の職員	4人	4人	増減なし																																				
	(5) 農業委員会の事務部局の職員	8人	8人	増減なし																																				
	(6) 教育委員会の事務部局の職員	1 3 4人	1 0 9人	- 2 5人																																				
	(7) 公営企業の事務部局の職員	3 7人	3 7人	増減なし																																				
	合計	6 5 0人	6 5 0人	増減なし																																				
施行期日	令和7年4月1日																																							
所属課	総務部人事・法制課																																							

議案第18号 越前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

概要	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、所要の改正を行うもの			
主な内容	1 改正の理由 育児や介護を行う職員が、仕事との両立を図れるよう支援するもの 2 改正の内容 (1) 超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大 職員が請求した場合に超過勤務の免除の対象となる子の範囲を、小学校就学前の子に拡大するもの ※現行は、3歳未満の子が対象 (2) 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度等に関する周知の強化等 次のことを任命権者に義務付けるもの ア 職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知・意向確認 イ 40歳に達し、又は達する職員に対する仕事と介護の両立支援制度等に関する情報提供 ウ 仕事と介護の両立支援制度等に係る研修の実施、相談体制の整備等			
施行期日	令和7年4月1日(一部を除く。)			
所属課	総務部人事・法制課			

議案第19号 職員の旅費支給に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

概要	国家公務員等の旅費に関する法律の改正及び関係政省令の整備により、国家公務員等の旅費の支給制度が見直されたことを踏まえ、所要の改正を行うもの			
主な内容	国家公務員等の旅費の支給制度に準じ、旅費の種目及び支給額を次のとおり改めるもの			
	現行		改正後	
	旅費の種類	支給額	旅費の種目	支給額
	鉄道賃 船賃 航空賃	・実費(現地での移動費は日当に含まれるため除く。) ・特急料金に係る鉄道賃は、片道100km以上の旅行の場合に支給	鉄道賃 船賃 航空賃	・実費 ・特急料金に係る鉄道賃の距離制限を廃止
	車賃	・定額(1km 当たり37円)	その他の交通費	・原則実費。ただし、実費によりがたい場合は定額(1km 当たり37円)
	宿泊料	・定額 市長、副市長、教育長 14,800円 管理職 13,100円 課員 10,900円	宿泊費 包括宿泊費	・実費(都道府県ごとに上限あり) ・鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費＋宿泊費
	日当	・定額(食費、雑費、現地での移動費) 市長、副市長、教育長 3,000円 管理職 2,600円 課員 2,200円	宿泊手当	・定額 1泊あたり2,400円 ・宿泊費又は包括宿泊費に夕食代又は朝食代が含まれる場合 1,600円 ・宿泊費又は包括宿泊費に夕食代と朝食代が含まれる場合 800円
	移転料	・定額(距離に応じた額)	転居費	・実費(複数の運送業者から見積りを徴収し最も経済的なものを選択)
	着後手当	・定額(5 日分の日当＋5 夜分の宿泊料)	着後滞在費	・実費(宿泊費＋宿泊手当。上限 5 夜分)
施行期日	令和7年4月1日			
所属課	総務部人事・法制課			

議案第20号 越前市市税賦課徴収条例等の一部改正について

概要	法律の改正に伴い所要の改正を行うもの
主な内容	1 改正概要 ・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)が改正され、「カード代替電磁的記録」を定義する第2条第8項が追加されたことにより、「法人番号」を定義していた第2条第15項が同条第16項に改正された。 ・当該規定を引用している3条例に条項ずれが生じることから、これを解消する。 2 改正対象条例 (1) 越前市市税賦課徴収条例 (2) 越前市都市計画税条例 (3) 越前市入湯税条例
施行期日	改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(令和7年4月1日)
所属課	総務部税務課

議案第21号 越前市子ども条例の全部改正について

概要	子ども基本法における子どもの定義及び基本理念を越前市子ども条例に反映させるとともに、子どもを取り巻く環境や社会情勢の変化に対応するもの
主な内容	1 条例の名称の変更 条例の目的である将来にわたり全ての子どもが幸せを実感できる社会の実現を広く市民に認知してもらうため、条例の名称を「子どもの幸福条例」に変更する。 2 「子ども」の定義の見直し [第2条第1項] ・定義内容の変更:18歳という年齢で明確に区切らず、心と身体の成長の過程にある者とする。 ・表記の変更:定義内容の変更にあわせて、18歳未満の者を指す「子ども」から、18歳以上であっても心身の発達過程にある者を指す「子ども」に表記を改める。 3 子ども基本法の基本理念の反映 [前文・第3条] 次の子どもの権利を特に大切なものとして規定する。 (1) 全ての子どもが大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと(差別の禁止) (2) 全ての子どもが大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、平等に教育を受けられること(生命、生存及び発達に関する権利) (3) 全ての子どもが、年齢や成長の程度に合わせて、自分に直接関係することに意見を言えたり、様々な活動に参加できること(子どもの意見の尊重) (4) 全ての子どもの意見が年齢や成長の程度に合わせて、大事にされ、子どもの今とこれからにとって一番よいことが優先して考えられること(子どもの最善の利益) 4 こどもの権利が守られていないときの相談 [第19条] 条例の実効性を高め、こどもの権利の侵害に関する相談を受けるため、子ども自身がアクセスできるよう多様な相談の場を作り、関係機関や関係団体と互いに連絡し協力し合えるよう、必要となる条文を整備する。
施行期日	令和7年4月1日
所属課	市民福祉部子ども未来課

議案第22号 越前市食と農の創造条例の一部改正について

概要	環境と調和した食と農の創造を推進するため、市が実施する基本的施策を見直すもの		
主な内容	1 改正の理由 地球温暖化による異常気象や後継者不足という問題に農業が直面する中、食と農の関係を再構築し、環境と調和した食と農の創造を推進するもの		
	2 改正の内容 基本的施策を食や農における環境負荷低減、農業人材の確保、農村コミュニティの存続などに変更するもの		
	基本理念	基本的施策	
		現 行	改正後
	潤いのある食の実現	(1) 食育の推進 (2) 地産地消の推進 等	(1) 食育の推進 (2) 地産地消による地域農業への支援 (3) 食を通じた環境負荷への配慮
	多様な農業の実現	(1) 担い手その他の人材の育成及び確保 (2) 農業経営の安定 (3) 環境調和型農業の推進 (4) 農産物の特産化の推進 (5) 農地の有効利用の促進及び確保 等	(1) 食料の安定供給 (2) 農業人材の確保 (3) 農業の効率化 (4) 農産物の高付加価値化 (5) 農地の有効利用 (6) 農業における環境負荷低減
農を基盤とした豊かな自然環境の保全等	(1) 農村景観の保全 (2) 農村の資源を生かした交流活動の推進 (3) 水資源の確保並びに環境に配慮した生産基盤の整備及び維持管理 等	(1) 農村コミュニティの存続 (2) 里地里山の保全再生 (3) 中山間地での農業振興	
施行期日	令和7年4月1日		
所属課	環境農林部農政課		

議案第23号 越前市就学前教育・保育施設設置及び管理条例の一部改正について

概要	越前市武生南幼稚園を廃園しようとするもの
主な内容	1 廃園する施設 （1）名 称 越前市武生南幼稚園 （2）位 置 越前市武生柳町 12 番 32 号 （3）その他 平成18年度から休園中 2 廃園とする理由 越前市武生南幼稚園が位置する南地区には、認定こども園等が4園あり、就学前教育の受け皿が十分整備されていることから、令和6年度末をもって廃園とするもの
施行期日	令和7年4月1日
所属課	教育委員会事務局教育振興課

報告案件に係る説明資料

報告第1号 賃貸借契約の締結の報告について

概要	議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例第2条の規定により議会への報告を要する賃貸借契約を締結したもの	
主な内容	1 契約の名称	令和6年度庁内システムサーバ更新事業
	2 契約の目的	庁内ネットワークシステムを構成するサーバ機器等の賃貸借期間満了に伴う機器の更新及びソフトウェア等の調達
	3 契約の金額	178,747,800円(税込)
	4 契約の方法	随意契約
	5 契約の相手方	FLCS 株式会社福井営業所(福井県福井市春山1丁目7番3号)
	6 契約日	令和6年11月20日
	7 契約(賃貸借)の期間	令和7年3月1日から令和 12年2月28日まで
所属課	総合政策部デジタル政策課	

報告第2号 賃貸借契約の締結の報告について

概要	議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例第2条の規定により議会への報告を要する賃貸借契約を締結したもの	
主な内容	1 契約の名称	小中学校特別教室用プロジェクター等賃貸借業務
	2 契約の目的	市内小中学校特別教室用プロジェクター等の老朽化に伴う機器の更新 プロジェクター163台及び周辺機器の賃貸借(5年6か月)
	3 契約の金額	59,532,000 円(税込)
	4 契約の方法	指名競争入札による契約
	5 契約の相手方	(1) 株式会社タマヤ(福井県越前市瓜生町第4号12番地の3) (2) フェニックスリース株式会社(福井県福井市豊島1丁目3番1号)
	6 契約日	令和6年12月18日
	7 契約(賃貸借)の期間	令和7年3月1日から令和12年8月31日まで
所属課	教育委員会事務局教育振興課	